

2026年診療報酬改定に伴う加算について

【電子的診療情報連携体制整備加算】

- ・オンライン請求をおこなっています
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・マイナ保険証の利用促進を行う等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるようにしています
- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認システムにて取得した診療情報等を閲覧および活用して診察を実施しています
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています
- ・診療で行った診療報酬の区分や項目の名称及びその点数、または金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制についても導入を検討しております
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、患者様へのお声がけやポスター掲示を行っています

★正確な情報の取得・活用のためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のあるものにおいて、特定の医薬品名を指定するのではなく、**薬剤の成分をもとにした一般名処方**（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っています。特定の医薬品の供給が困難な場合であっても、患者様に必要な医薬品の提供がしやすくなるためです。

★一般名処方とは★

医薬品の商品名ではなく、有効成分名を処方箋に記載することを指し、有効成分の同じ複数の医薬品が選択できるようになります。また、先発品に比べ後発品は薬価が低いので、医療費の削減にもつながります。

【生活習慣病管理料Ⅱ】

糖尿病・高血圧・脂質異常症(高コレステロール血症/高脂血症)治療中の患者様が対象です。(在宅自己注射管理料算定の方は除く)

厚生労働省からの指示により、個々に応じた目標設定、血圧、体重、食事や運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『生活習慣病療養計画書』を作成し、総合的な治療管理を行うことが必須となりました。定期受診時に『生活習慣病療養計画書』についての説明及び同意を取らせていただきます。

【バイオ後発品使用体制加算】

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、積極的に採用しています。

★バイオ後続品とは★

バイオテクノロジーを応用して製造されたタンパク質由来の後発品のこと。構造が複雑なため、製造工程の違い等の影響を受けやすく先発品と完全に同一品を製造することは困難ですが、わずかな違いがあっても様々な試験をクリアし、品質・効果・安全性が同等であると承認されています。

【情報通信機器を用いた診療について】

情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)の初診の場合、**向精神薬の処方はいたしません**。再診時は向精神薬を処方するにあたり、電子処方箋管理サービスの重複投与チェック機能を利用し、薬剤情報を確認いたします。

*「オンライン診療指針」を遵守し、チェックリストに基づきオンライン診療を適切に行っています(別途掲示)。また当院は医療広告ガイドラインを遵守しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

ご不明点がございましたら、当院スタッフまでお声がけ下さい。

2026 年 6 月 1 日
はるクリニック

長期処方・リフィル処方箋についてのお知らせ

当院では患者様の状態に応じて

***28 日以上の長期処方を行うこと**

***リフィル処方箋を発行すること**

のいずれの対応も可能です

★**こちらは患者様希望では行えません。** 交付可能かの判断は担当医が行います。

【リフィル処方箋とは？】

病状が安定している患者様に対し、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大 3 回まで反復利用できる処方箋のことを言います

★同一薬局で継続して調剤を受けることができない場合、前回調剤された薬局にもご相談ください

【留意点】

1. 医師が患者様の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します(最大 3 回まで)
2. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)はリフィル処方の対象外です
3. 薬剤師から、体調や服薬情報の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けるよう推奨する説明をすることがあります
4. 薬剤師から、次回の調剤予定の確認や、予定される時期に患者様が来局しない場合に、電話等による状況確認をすることがあります。
また、患者様が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります
5. 患者様の体調変化を考慮し、リフィル処方箋の有効期間内であっても、薬剤師は調剤を行わず患者様に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります

2026 年 6 月 1 日
はるクリニック

先発医薬品を希望した場合の自己負担額

ー長期収載品の選定療養についてー

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、患者様の都合で先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

【特別の料金】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 1/2 相当の料金のことをいいます。

★課税対象の為、消費税も発生します

★端数処理の関係できれいに 1/2 にならない場合もあります

★後発医薬品が複数ある場合は、薬価の一番高いものの価格差で計算されます

★薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまで通りです

*長期収載品…後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品

【対象外となる場合】

- ・医師が治療上の必要性があると判断した場合
- ・流通や在庫状況などにより後発医薬品の提供が困難な場合

詳しくは厚生労働省 HP【後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について】をご確認ください。

2026 年 6 月 1 日
はるクリニック